

平成29年度 保育所等入所案内

このしおりには、子ども子育て支援新制度、石岡市保育所等の入所申込みに関する手続きや必要書類などについて、重要なことを記載しています。内容をご確認のうえ、お申し込みください。

◇新年度、平成29年4月1日からの入所の申し込み受付期間

平成28年11月1日(火)から12月2日(金)まで

※土・日・祝日は除きます。受付時間は午前8時30分から午後5時15分
(水曜日は午後7時まで)

※選考は先着順ではありません。受付期間内に余裕をもってお申し込みください。

◇申込先及び問い合わせ先

*保健福祉部こども福祉課（すこやか子育て館）

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1

TEL 23-1111（内線）172・173・159

※入所に関する相談などのお問い合わせはこども福祉課（23-1111）
にお願いいたします。なお申請の受付は八郷総合支所でも行っております。

*八郷総合支所市民窓口課

〒315-0195 石岡市柿岡5680番地1

TEL 43-1111（内線）1124・1125



◇石岡市内には以下の保育所等があります。

・認可保育所：16園（公立 5園，私立 11園）

・認定こども園：7園

※今後、保育所や地域型保育事業所（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）が認可となった場合は、随時お知らせします。

※石岡市立東幼稚園、認定こども園への入園については、直接申込みとなります。



**保育料は必ず納期限
までに納めましょう**

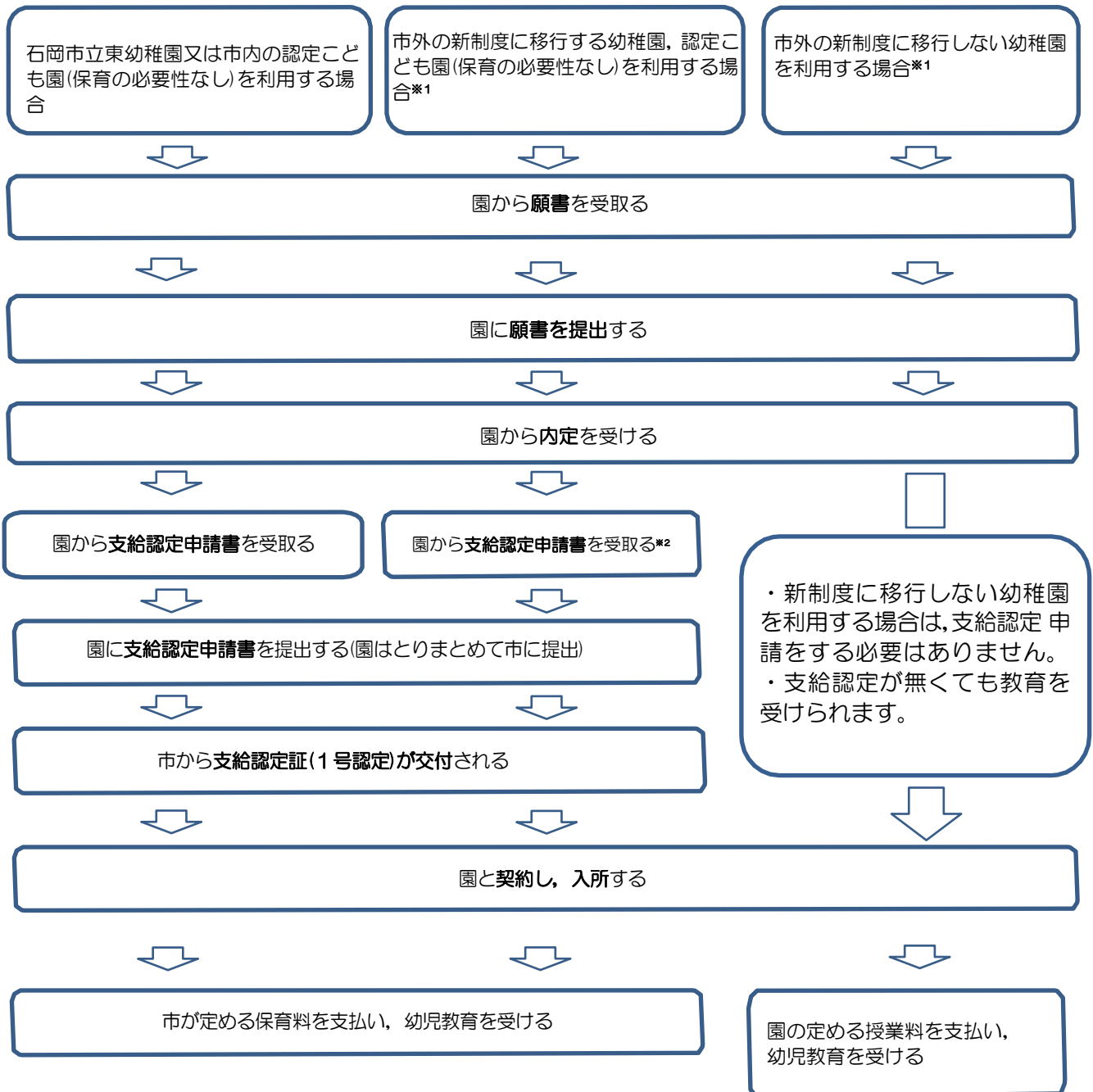


もくじ

- 1 幼稚園・保育所に関する入所（入園）までの流れ・・・・・・・・・・ P1～2
- 2 教育・保育施設等に入所するためには、
支給認定（1号，2号，3号）を受ける必要があります・・・ P3～10
 - (1) 支給認定区分について
 - (2) 保育所等入所要件区分について
 - (3) 支給認定区分と保育利用時間について
 - (4) 保育利用可能時間について
 - (5) 支給認定申請について
 - (6) 入所申込み手続きについて
 - (7) 税書類の提出について
 - (8) 利用調整について
 - (9) 結果通知について
- 3 保育料決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11～15
 - (1) 保育料の決定のしかた
 - (2) 平成29年度保育料徴収金基準額表(1号認定)
 - (3) 平成29年度保育料徴収金基準額表(2・3号認定 保育標準時間)
 - (4) 平成29年度保育料徴収金基準額表(2・3号認定 保育短時間)
 - (5) 保育所（園）等の同時入所世帯に係る保育料の軽減
 - (6) 第3子以降児童の保育料支援
 - (7) 保育料の納付方法
 - (8) 保育料を滞納した場合
- 4 入所後の各種手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16～17
 - (1) 就労・世帯状況の変更について
 - (2) 入所要件の変更について
 - (3) 保育所等の退所について
 - (4) 市外への転居について
 - (5) 現況届（入所の継続）について
 - (6) 育児休暇取得の手続きについて
 - (7) 病後児保育の手続きについて
- 5 よくある質問集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P18～22
 - (1) 支給認定の申請について
 - (2) 市内の保育所等への申込み（申込み方法・利用調整・出産・育児休業等）について
 - (3) 利用調整結果等について
 - (4) 保育料について

幼稚園・保育所に関する入所(入園)までの流れ

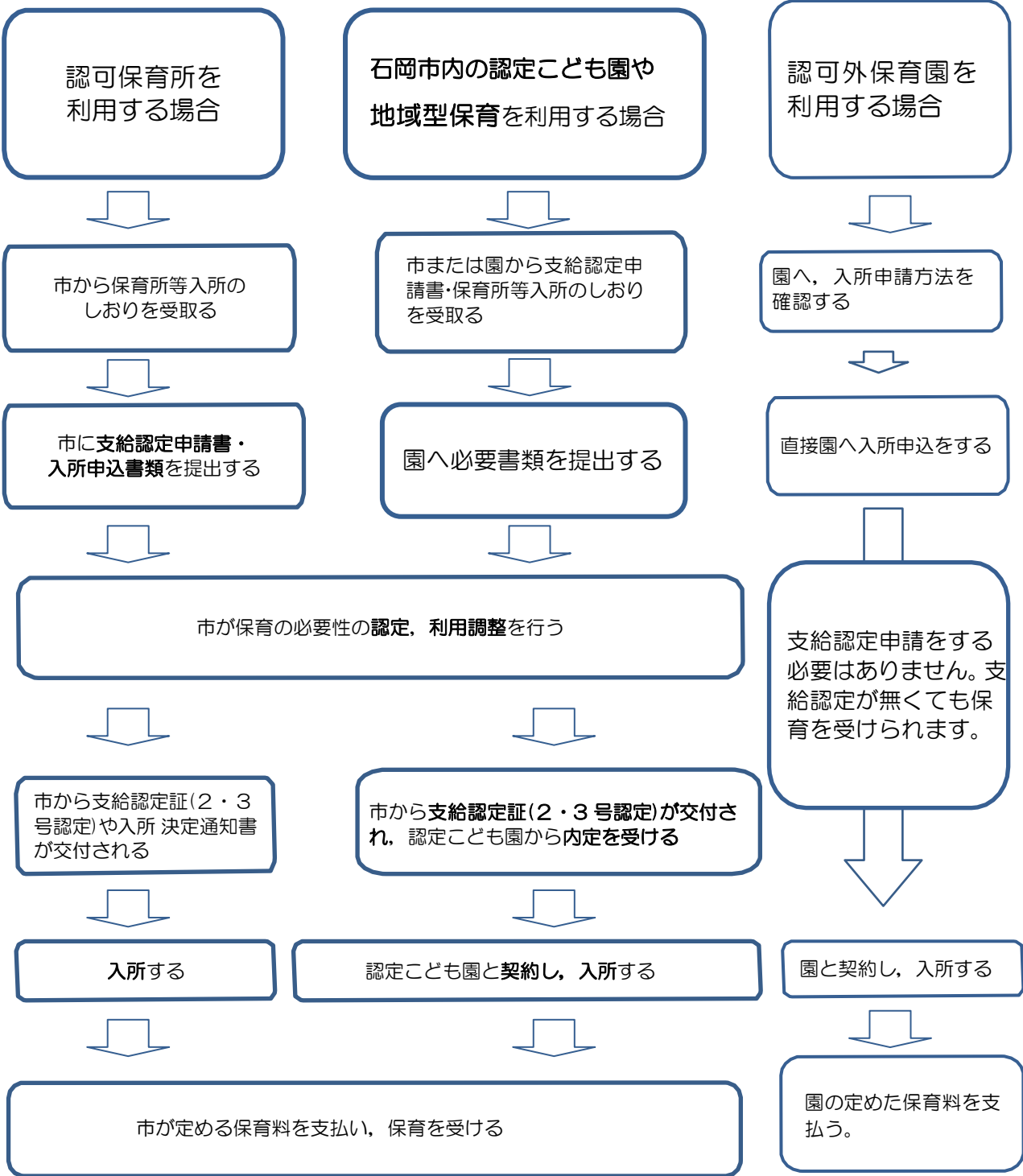
教育を希望の場合(満3~5歳)



※1: 市外の幼稚園が新制度に移行しているかどうかは, 園に直接お問い合わせください。

※2: 園に石岡市の支給認定申請書がない場合は, ホームページからもダウンロードできます。(URL: <http://www.city.ishioka.lg.jp/page/page001953.html>)

保育を必要とする場合



教育・保育施設等に入所するためには、 支給認定(1号, 2号, 3号)を受ける必要があります。

※石岡市立東幼稚園，認定こども園に入園される方も支給認定が必要です。

(1) 支給認定区分について

- ・子ども・子育て支援法において，保育所等に入所するためには，支給認定を受ける必要があります。支給認定区分や保育の必要性により利用できる施設や時間，保育料が異なります。
- ・支給認定は保護者の保育の必要性の度合で決定します。

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性		利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし (教育のみ)	教育標準時間 4時間程度	・認定こども園 ・幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間 11時間	・認定こども園 ・保育所
			保育短時間 8時間	
3号認定	0～2歳	あり	保育標準時間 11時間	・認定こども園 ・保育所 ・家庭的保育，小規模保育，居宅訪問型保育，事業所内保育
			保育短時間 8時間	

※認定申請は保護者の居住地の市町村で行う必要があります。

※認定の有効期限は，原則3年です。3号認定は満3歳の誕生日前々日までです。満3歳になった際に，新しい認定証を発行します。

※保育の必要性の認定を受ける要件に該当しなくなった場合はその時点までとします。

※認定区分の変更が生じた場合は，速やかに認定変更申請を行う必要があります。

※幼稚園入園の場合は，認定を受けなくてもよい場合があります。幼稚園へ確認ください。

《受入児童の年齢》

平成29年度のクラス年齢（平成29年4月1日時点の年齢）

クラス年齢	対象生年月日
0歳児	H28.4.2～
1歳児	H27.4.2～H28.4.1
2歳児	H26.4.2～H27.4.1
3歳児	H25.4.2～H26.4.1
4歳児	H24.4.2～H25.4.1
5歳児	H23.4.2～H24.4.1

(2) 保育所等入所要件区分について

- ・ 保育所等に入所するには、保育の必要性の認定を受けることが必要です。
- ・ 「保育の必要性」とは、保護者が仕事、病気または看護等の理由により、家庭で児童を保育することができない状態を指します。そのため、「集団保育を経験させたい」「幼児教育を受けさせたい」などの理由だけで入所することはできません。

○石岡市民の方

- ・ 保護者(父母)が次のいずれかに該当し、保育にあたれないこと

要件区分	入所要件	入所期間
就労	月 60 時間以上 1日4時間以上かつ月15日以上就労	就労期間
出産	出産のため保育ができない	出産前：出産予定日を基準に前2か月 出産後：出産日を基準に後2か月の月末まで
疾病	入院、その後通院が必要で保育が困難と診断されたとき	入院、通院期間
	自宅療養で保育が困難と診断されたとき	療養期間
病人の看護等のため	同居の親族の看護等のため保育が困難とされた時	病人の入院、通院期間
災害復旧のため	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっているとき	保育を要する期間
求職のため	継続的な求職活動を行っている	3か月以内 ※入所日から3か月以内に就労証明書の提出がない場合は、退所となります。
就学のため	月 60 時間以上 1日4時間以上かつ月15日以上就学	在学期間
虐待やDV	虐待やDVのおそれがある場合	保育を要する期間
下のお子さんの育児休業取得中に上のお子さんの継続利用をしたい場合	P.6 参照	P.6 参照
その他	市長が認める場合	保育を要する期間

※入所後、保育の必要性がなくなった場合は、その月の末日をもって退所となります。

(3) 支給認定区分と保育利用時間について

・支給認定証に記載されている認定区分や、保育の必要性により保育利用時間が異なります。

①保育標準時間：11時間 ②保育短時間：8時間

要件区分	要件内容	保育利用時間
就労	月60時間以上 120時間未満 ※1日4時間かつ月15日以上勤務	②保育短時間 (8時間)
	月120時間以上 ※1日6時間×週5日勤務×4週	①保育標準時間 (11時間)
出産	出産のため保育ができない	①保育標準時間 (11時間)
疾病	入院・自宅療養で施設を利用するとき	①保育標準時間 (11時間)
病人の看護等のため	入院や通院等で付き添いを要するとき	①保育標準時間 (11時間)
災害復旧のため	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっているとき	①保育標準時間 (11時間)
求職のため	求職活動のため外出を常態としている	②保育短時間 (8時間)
就学	月60時間以上 1日4時間以上・月15日以上就学	①保育標準時間 (11時間)
虐待やDV	虐待やDVのおそれがある場合	①保育標準時間 (11時間)
育児休業	育児休業取得中の場合	②保育短時間 (8時間)
その他	市長が認める場合	①保育標準時間 (11時間)

※支給区分と利用時間は保護者の保育の必要性の度合で決定します。

※要件区分に変更が生じたときは、要件変更手続きが必要です。

※保育標準時間の認定を受けても、保育短時間認定を選択し、変更することもできます（保育料も短時間基準となります）。

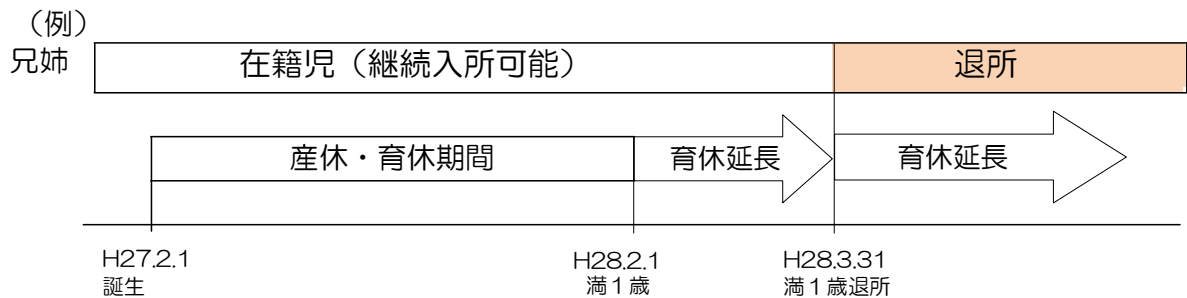
※保育短時間の認定を受けた際に、不都合が生じる場合には別途ご相談ください。

《在籍児の弟妹の出産に伴う育児休業取得について》

・第二子以降の出産に伴い仕事を離れる場合は、保育の必要性がなくなるため、在籍児は原則退所となります

ただし、①育児休業法に定める育児休業を取得する方で、②実際に勤務していた期間（休業開始前）に在籍していた施設に継続して在籍する場合に限り、特例で継続して保育が受けられます。その場合でも、第二子以降が、満1歳に達して最初に迎える3月末に退所となります。

※利用可能な保育時間は、保育短時間（8時間）利用となります。保育短時間の認定を受けた際に、不都合が生じる場合には別途ご相談ください。



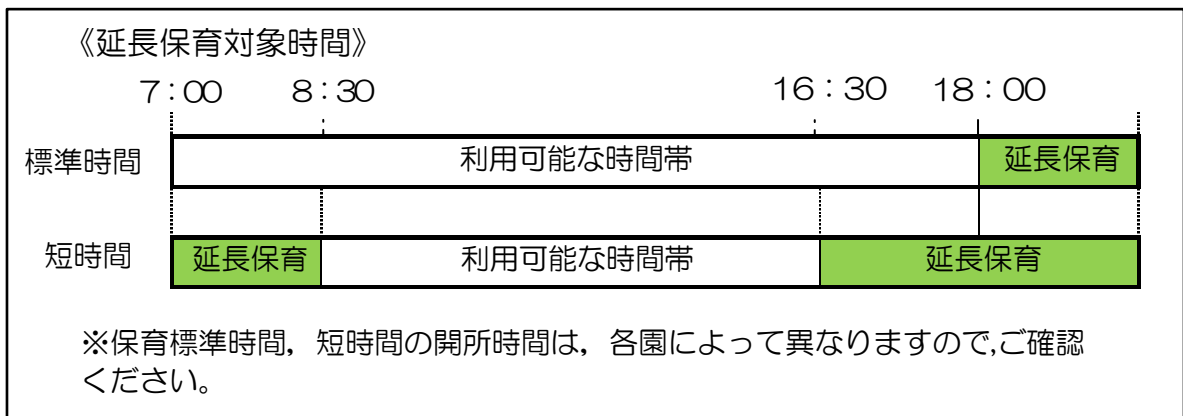
(4) 保育利用可能時間について

・支給認定証に記載されている認定区分や保育の必要性により保育利用可能時間が異なります。各施設の開所時間を確認してください。

【例】

保育標準時間：7時～18時（11時間） 保育短時間：8時半～16時半（8時間）

上記の受入時間以外の開所時間（18時以降の延長保育含む）は延長保育となります。



■支給認定申請について

(1) 支給認定について

子ども子育て支援新制度において、教育・保育施設、地域型保育事業所に入所するためには支給認定を受ける必要があります。

0～2歳は、3号認定を受ける必要があります。3～5歳は1号または2号認定を受ける必要があります。

(2) 申請方法

〇こども福祉課または八郷総合支所市民窓口課で申請してください。

- ・様式は石岡市公式 ホームページ から印刷できます。

(URL : <http://www.city.ishioka.lg.jp/page/page001953.html>)

※現在お住まいの市区町村で支給認定を受ける必要があります。

新規で「支給認定及び保育所等入所申請」される方

支給認定の申請の際は、「支給認定書及び保育所等入所申込書」を同時に提出することができます。こども福祉課または八郷総合支所市民窓口課へご提出ください。

入所申込み期間については、平成28年11月1日(火)から12月2日(金)となります。
※石岡市の認定こども園の申請は、直接施設へ入所申請をしてください。(P.1～2 参照)

■入所申込み手続きについて

新規入所手続きは、下表の「(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書」から「(6) 保育の必要性を証明する書類」の提出が必要です。保護者が保育できない児童であることの確認のため、「(6) 保育の必要性を証明する書類」は、各世帯状況に応じて父、母、祖父母それぞれの提出が必要です。

(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書	児童1人につき1枚必要	
(2) 保育所等申込書		
(3) 入所児童状況書		
(4) 家庭状況調書	世帯で1枚必要	
(5) マイナンバーのわかるもの(世帯員分) 窓口に来る人の運転免許証等(本人確認できるもの)も必要です。		
(6) 保育の必要性を証明する書類 保護者(父母)及び60歳未満の同居の祖父母が、次のいずれかに該当し、保育にあたれないことを証明する書類(下記参照) ※同居の祖父母については書類の提出は必須ではありませんが、提出がない場合、利用調整の際の保育の優先度は低くなります。		
①就労のため (1日4時間以上かつ 月15日以上の仕事)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ・内職証明書 ・自営業申立書 ・農業申立書 ※民生委員の証明が必要です 	のいずれか
②出産のため	母子健康手帳等出産(予定)日がわかる書類の写し	
③疾病等のため (保護者等)	医師の診断書	
④同居の親族の看護等のため	医師の診断書・身体障害者手帳等の写し(状況がわかる部分) 介護保険被保険者証の写し(要介護度がわかる部分)	
⑤災害復旧のため	り災証明書	
⑥求職のため	就労予定申立書 ※入所後、原則90日以内に就労証明書の提出が必要となります	
⑦就学のため	カリキュラム	
⑧虐待やDV	こども福祉課へご相談ください	
⑨育児休業からの復職	就労証明書 ※備考欄に育児休業期間の記載が必要となります	
⑩その他	こども福祉課へご相談ください	

○該当者のみ必要な書類

保護者が外国籍で、在留資格が「永住者」以外である。	在留カード ※在留カードで「就労できる在留資格」が確認できない場合は、「資格外活動許可書」等の就労できることが確認できる書類
離婚の調停を行っている方	離婚の調停手続きを行っていることを証明する書類
90日を超えても就労が決まらない方	求職活動状況報告書 ※こども福祉課へご相談ください。

○石岡市外の保育所等を希望する場合

勤務先の都合等で石岡市外の保育所等を希望する場合も、申し込みは石岡市にしてください。申請を受け付けた後、希望の保育所等を管轄する自治体に審査の依頼を行います。

自治体によって申請の締め切りが異なりますので、必ず事前に締め切りの日を確認してから申請をしてください。また、自治体によっては市外在住者の受入れを制限している場合がありますので、申込みの可否についてもご確認ください。

※石岡市では、入所申し込みの際に市内の保育所等と市外の保育所等を同時に希望することはできませんのでご注意ください。

■税書類の提出について

◎保育料の算定には平成28年度の市区町村民税所得割課税額がわかる書類（課税証明書等）が必要です

①平成28年1月1日以前から石岡市に住民登録がある方



税書類の提出は必要ありません。※1

※確定申告、住民税申告が必要な方は、必ず申告を行ってください。

②平成28年1月1日現在で石岡市に住民登録がない方

（平成28年1月2日以降に石岡市へ転入の方）



平成28年度の市区町村民税所得割課税額がわかる書類が必要です。

■利用調整について

- ・申込締切後、申請書類を基に「保育の必要性」の高い方から、空きがある保育所等について利用調整を行い、入所決定をします。
※入所決定は、先着順や抽選ではありません。
- ・同居の家族で60歳未満の祖父母がいる場合、祖父母の「保育の必要性を証明する書類」の提出がないと利用調整の際の保育の優先度は低くなります。

■結果通知について

- ・入所の可否は、1月下旬頃までに郵送にて「入所承諾(決定通知書)」をお送りする予定です。

入所承諾(決定)となった方

保育所等より面談・健康診断等について案内がありますので、入所承諾(決定)受理後、保護者から各施設へご連絡ください。

※入所承諾(決定)通知は、入所できた方のみ送付します。

○求職中・就労内定中に入所が決まった方

入所後、原則90日以内に就労証明書の提出が必要となりますので、決まり次第こども福祉課または八郷総合支所市民窓口課へ「就労証明書」を提出してください。

※90日経過しても就労が決まらない場合は、こども福祉課へ必ずご連絡ください。

入所保留となった方

定員に空きがなく入所できなかった方は、入所保留となります。申込書類は、年度間有効(平成30年3月入所分まで)となるため、再度申請していただく必要はありません。ただし、平成30年4月入所分(次年度の申し込み)は改めて申請が必要です。

年度途中に在籍児の退所等で定員に空きが生じた場合は、提出されている申請書類を基に利用調整を行い、保育所等へ入所決定を行います。

ただし、育児休業中の方が入所できなかった場合は、郵送で「入所保留通知」を送付します。育児休業延長のために「入所保留通知」が毎月必要な方は、毎月入所申請が必要となりますので、詳しくは、こども福祉課へご連絡ください。

入所申込みを辞退する場合

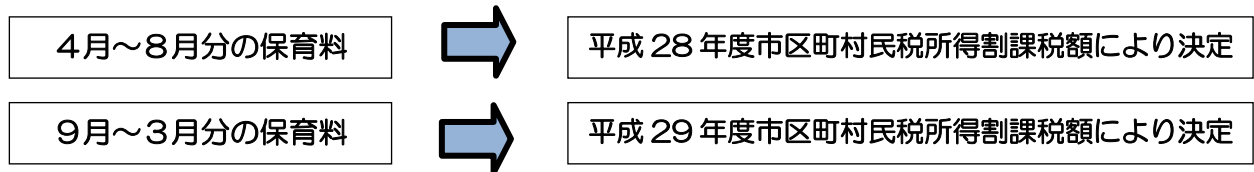
- ・入所申込みを辞退する場合は、速やかにこども福祉課へ連絡してください。
- ・辞退された方が、再度入所を希望する場合は、改めて入所申込みが必要ですので、ご注意ください。

■保育料決定について

(1) 保育料の決定のしかた

保育料は、各世帯の市区町村民税所得割課税額と児童の4月1日現在の年齢により決定します。毎年4月分から8月分までの保育料は前年度の、9月分から3月分までは現年度の市区町村民税所得割課税額によって算定します。

平成29年度保育料は、4月分から8月分を平成28年度所得割課税額（平成27年1月から12月までの収入）、9月分から3月分を平成29年度所得割課税額（平成28年1月から12月までの収入）で算定しています。



- 保育料算定の基礎となる市区町村民税所得割額は、保護者の合算となります。参照する年度の収入が、保護者のいずれも103万円未満の場合には、同居する祖父母等も合算して算定します。

階層区分や料金の詳細は、「保育料徴収金基準額表」をご覧ください。

平成29年度保育料徴収金基準額表(1号認定)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）	
階層区分	定義	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2	市区町村民税非課税世帯	3,000円	3,000円
第3	所得割額 77,100円以下	10,600円	10,600円
第4	所得割額 211,200円以下	15,000円	15,000円
第5	所得割額 211,201円以上	20,200円	20,200円

※世帯の状況や、所得の状況によって保育料が軽減される場合があります。

平成 29 年度保育料徴収金基準額表 (2・3 号認定 保育標準時間)

各月初日の入所児童の属する世帯の 階層区分		徴収金基準額（月額）		
階層 区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
第2	市区町村民税 非課税世帯	6,400円	5,000円	5,000円
第3	所得割額 48,600円未満	15,000円	13,000円	13,000円
第4	所得割額 97,000円未満	24,000円	22,000円	22,000円
第5	所得割額 169,000円未満	37,000円	26,900円	26,900円
第6	所得割額 301,000円未満	45,000円	30,000円	27,300円
第7	所得割額 397,000円未満	54,000円	32,000円	28,000円
第8	所得割額 397,000円以上	62,000円	32,000円	28,800円

※世帯の状況や、所得の状況によって保育料が軽減される場合があります。



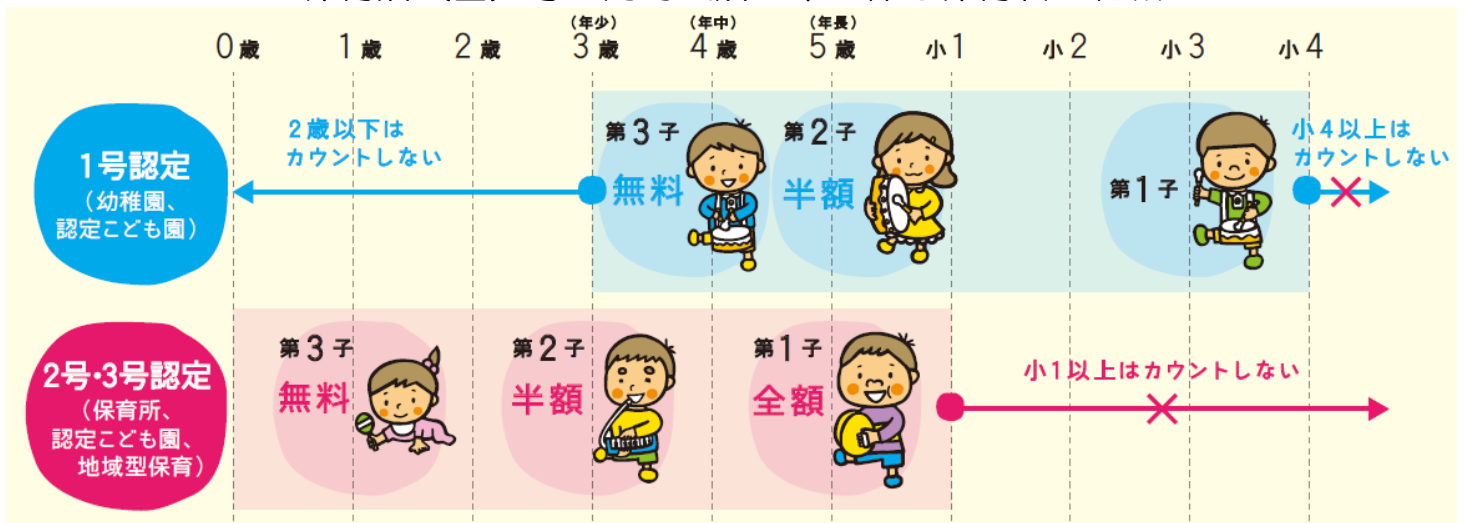
平成 29 年度保育料徴収金基準額表 (2・3 号認定 保育短時間)

各月初日の入所児童の属する世帯の 階層区分		徴収金基準額（月額）		
階層 区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
第2	市区町村民税 非課税世帯	6,300円	4,900円	4,900円
第3	所得割額 48,600円未満	14,700円	12,800円	12,800円
第4	所得割額 97,000円未満	23,600円	21,600円	21,600円
第5	所得割額 169,000円未満	36,400円	26,400円	26,400円
第6	所得割額 301,000円未満	44,200円	29,500円	26,800円
第7	所得割額 397,000円未満	53,100円	31,500円	27,500円
第8	所得割額 397,000円以上	60,900円	31,500円	28,300円

※世帯の状況や、所得の状況によって保育料が軽減される場合があります。



保育所（園）等の同時入所世帯に係る保育料の軽減



- 1号認定で幼稚園を利用している子どもの場合は、年少～小3までの小学校・幼稚園・保育所等を利用している子どもを同時入所児童としてカウントします。
- 2・3号認定で保育所等を利用している子どもの場合は、小学校就学前の幼稚園・保育所等を利用している子どもを同時入所児童としてカウントします。

第3子以降児童の保育料支援

石岡市では、少子化対策の一環として、第3子以降の児童が教育・保育施設を利用している場合に、一定の要件の下、保育料の支援を行っています。

支援要件	①扶養義務者等が、平成28年1月1日から引き続き本市に居住し、住民基本台帳に登録されている世帯 ②扶養義務者等が養育している18歳に達する日以後の最初の4月1日までの児童が3人以上いる世帯 ③国の多子軽減等が適用されていない児童（同時入所等で保育料が無料になっていない児童） ④市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税・保育料・学童保育保護者負担金・幼稚園授業料・学校給食費に滞納がない世帯 ※滞納状況は、平成29年3月31日時点とします。
------	---

認定区分	支援の内容
1号認定	2階層は無料・3階層以上は月額5,000円を限度に支援
2号・3号認定	4階層以下は無料・5階層以上は月額10,000円を限度に支援

(2) 保育料の納付方法

- ・保育料は、入所月の前月の下旬に通知します。
 - ※毎月 1 日現在、保育所等に籍がある児童については、通所の有無にかかわらず、当月分の保育料を納めていただきます。
 - ※口座振替を利用される際には、事前に「預金口座振替依頼書」の手続きが必要です。取扱金融機関をご確認後、ゆうちょ銀行を除く取扱金融機関をご希望の方は、預金口座振替依頼書をこども福祉課へご提出ください。ゆうちょ銀行をご希望の方は、「石岡市使用料等自動振込利用申込書」を直接、郵便局へご提出ください。

《認可保育所に通所される方》

原則、口座振替による納付をお願いします。

口座振替納付	市内に本・支店のある金融機関を預金口座振替依頼書に記入し、こども福祉課または八郷総合支所市民窓口課へ提出すると、その翌月分から、毎月、保育料が引き落とされます。ゆうちょ銀行においては提出した月の翌々月から口座振替となります。(提出された日によって取り扱い月が異なります。)
取扱金融機関	常陽銀行、筑波銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、JA新ひたち野、JAやさと、ゆうちょ銀行

- ※口座振替の再振替は行っておりませんのでご承知願います。
- ※残高不足等により毎月の月末(月末が祝土日の場合は、翌日)に引き落としされない場合には、後日、口座振替不納通知書及び納入通知書を送付します。直接、金融機関もしくは市役所こども福祉課・会計課で納付していただきます。また、石岡市では、市内の保育所で保育料を納めることができます。(※入所している保育所に限ります。)取扱金融機関に支払いに行けない場合等をご利用ください。
- ※ゆうちょ銀行窓口では、納付書にて保育料を納めることはできませんので、こども福祉課までお問い合わせください。

《認可保育所以外の保育所等に通所される方》

通所される保育所等(認定こども園、地域型保育事業所)に直接納付してください。

※施設により納付方法が異なる場合がありますので、施設に従い納付してください。

(3) 保育料を滞納した場合

保育料は、保育所等の認可施設運営にとって重要な財源です。保育料を滞納すると、督促状の送付、保育園を通じての納付催告、児童手当からの充当、地方税法の例により差押等の滞納処分を行うこととなります。納め忘れのないようにお願いします。なお、保育料に滞納のある世帯の方が、新規入所申込み及び継続入所を行うことは困難となります。

認定こども園や、地域型保育施設は施設への直接納付となりますので、保育料の滞納がある場合は、利用している施設から契約解除される場合があります。また、施設運営の把握をするため、施設へ納付状況を確認することがあります。

■入所後の各種手続き

(1) 就労・世帯状況の変更について

・保護者の仕事や住所、氏名、入所要件等に変更があった場合は、必ず速やかにこども福祉課または八郷総合支所市民窓口課へ届出書類を提出してください

※所定様式は公式HPから印刷できます。

(URL : <http://www.city.ishioka.lg.jp/page/page001953.html>)

・変更内容により、入所期間や保育料が変更になる場合があります。

仕事（会社，時間等）が変わった	就労証明書（所定様式） ※時間が短くなる場合は施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書が必要になる場合があります。
住所，氏名，世帯主，世帯構成（離婚等による変更等）が変わった	石岡市役所本庁舎の市民課へ変更届提出後，こども福祉課へお越しください。 石岡市役所，八郷総合支所市民窓口課へ変更届提出と一緒に手続きが行えます。

(2) 入所要件の変更について

・保育所の入所要件等に変更があった場合は、必ず速やかに届出書類を提出してください。

※所定様式は公式HPから印刷できます。

(URL : <http://www.city.ishioka.lg.jp/page/page001953.html>)

入所保育要件が変わった	P.8 入所申込手続き（5）保育の必要性を証明する書類に該当する「保育の必要性」に応じご提出ください
-------------	--

(3) 保育所等の退所について

・保育所等を退所する場合は、速やかに「退所届」を提出してください。提出がないと、翌月の保育料を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

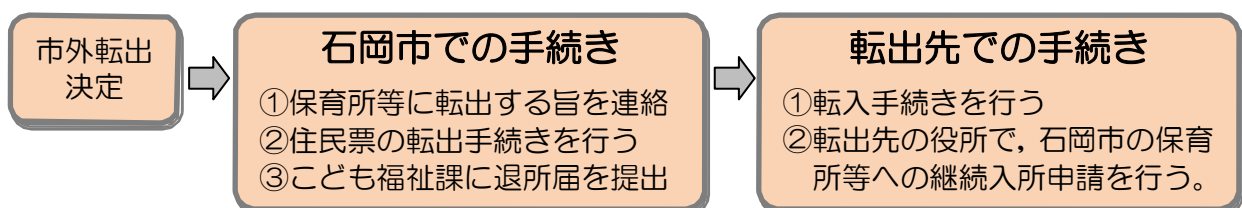
※退所の取下げはできません。

(4) 市外への転居について

・市外転出により退所する場合は、速やかに「退所届」を提出してください。提出がないと、翌月の保育料を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、転出後もそのまま同じ石岡市の保育所等に通所する場合も、「退所届」の提出が必要です（石岡市民としての利用を終了する意味での退所）。

◎転出後も同じ石岡市内保育所等に通所する場合（転出継続）



(5) 現況届(入所の継続)について

・入所した年度の翌年度も引き続き保育所等への通所を希望する方は、現況届及び継続申請をしていただきます。詳しくは、10月頃に、保育所等から在籍児の保護者に配布される現況届及び継続手続きのお知らせをご覧ください。

なお、仕事を辞めるなど、保育の必要性がなくなると、継続できない場合があります。

(6) 育児休暇取得の手続きについて

・第二子以降の出産に伴い仕事を離れる場合は、保育の必要性がなくなるため、在籍児は原則退所となります。ただし、①育児休業法に定める育児休業を取得する方で、②実際に勤務していた期間(休業開始前)に在籍していた施設に継続して在籍する場合に限り、特例で継続して保育が受けられます。その場合でも、第二子以降が、満1歳に達して最初に迎える3月末に退所となります。

(7) 病後児保育の手続きについて

・病後児保育とは、「病後・病気回復期」にあって、集団保育を受ける事が困難な児童の一時預かり保育をいいます。利用には事前登録が必要です。詳しくは、こども福祉課または病後児保育室さくらんぼへ、直接お問い合わせください。

- 利用施設：石岡市医師会病院（つばさ保育園内）病後児保育室さくらんぼ
- 住 所：石岡市大砂 10528-25
- 電話番号：0299（22）4784
- 利用日時：月曜～金曜日 8:00～18:00（1日）
土曜日 8:00～13:00（半日）
※日曜・祝祭日は休み
- 利用期間：最大連続して7日以内
- 利用料金：1日 2,000円
半日 1,000円



よくある質問集

1 支給認定の申請について

①申請や変更は、郵送でもできますか？

郵送では受付けていません。こども福祉課または八郷総合支所市民窓口課へ提出ください。

②申請書以外に必要な書類はありますか？

保育認定（2号，3号）を申請される方は，保育の必要性を証明する書類が必要です。P. 8をご確認ください。

③支給認定区分（P. 5），住所，氏名，代表保護者が変わった場合，手続きが必要ですか？

認定要件，住所，氏名，代表保護者の変更があった場合は，新しい支給認定証の交付が必要です。こども福祉課へご連絡ください。

④支給認定証に有効期限はありますか？

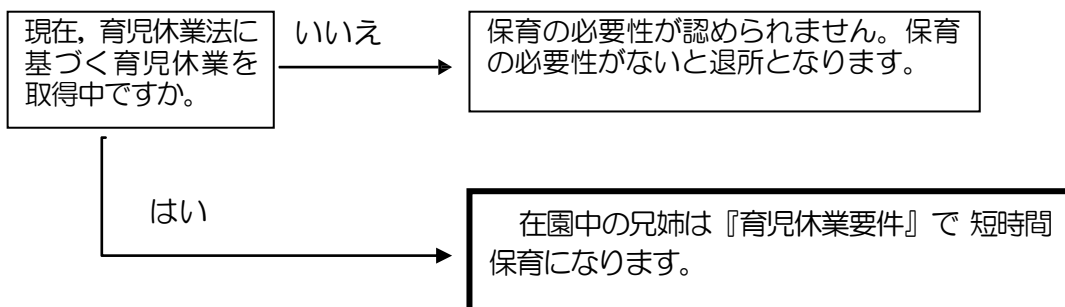
3年間の有効期限があります。例えば，3歳児クラスの児童が認定証を交付された場合，認定要件に変更が無い限り，卒園まで認定証を再度申請する必要はありません。年度ごとの継続入所申請のみ行ってください。（保育を必要とする書類は必要となります）

3歳の誕生日をむかえたとき，3号認定から2号認定に変わります。新しい認定証を誕生月の月末までに発行します。有効期限が過ぎた支給認定証は返却してください。

⑤石岡市に転入しますが，転出前の保育所に通い続ける場合，認定申請が必要ですか？

支給認定は，お住まいの市区町村で申請する必要があります。石岡市に転入後，石岡市で新たに支給認定申請が必要です。

⑥現在育児休業中で，下の子が1歳になるまでは，育児休業を取得したいと考えていますが，支給認定区分（P. 5）が『育児休業』となり短時間保育になるのですか？



※育児休業を取得する際は，石岡市に支給認定の変更を申請し，『育児休業』認定を受ける必要があります。必ず「就労証明書」（備考欄に育児休業期間記載）「育児休業保育所継続入所申請書」をご提出ください。

※保育短時間の認定を受けた際に，不都合が生じる場合には別途ご相談ください。

2 市内保育所等への申込みについて

(1) 申込み方法について

① 申込みは、郵送でもできますか？

郵送では受付けていません。こども福祉課または八郷総合支所市民窓口課へ提出ください。認定こども園は直接施設へお申込みください。

② 希望する保育所等が審査できないと説明を受けましたが、申込みは可能ですか？

今後、転園や退所により空きが生じた場合は利用調整しますので、希望保育所等として記載することは可能です。

③ 申込み時点で仕事をしていないと、保育所等の申込みはできないのですか？

申込時に仕事をしていなくても、「求職」の要件で入所申込み可能です。「求職中」で入所決定となった場合、入所後、90日以内に就労を開始し、就労証明書を提出することで、引き続き在籍することが可能になります。90日の期限を過ぎても就労が決定しない場合、こども福祉課へご連絡ください。

④ 現在、幼稚園に通っている子どもを幼稚園に通わせながら、夏休みや土曜日などに保育所等に預けることはできますか？

幼稚園に在籍中は、保育所等へ入所することはできません。ただし、一時保育は利用できる場合があります。詳しくは、各園へお問合せください。

⑤ 派遣社員で、産前産後休暇または育児休業を取得中ですが、復帰後の派遣先は決まっていますか。この場合の取扱いはどのようになるのでしょうか。

復帰後の派遣先が決まっていない場合は、継続して「求職」要件として取り扱うことになります。

⑥ 人材派遣会社のA社に登録していて、派遣社員としてB社に勤務しています。就労証明書はB社で記入してもらうのでしょうか？

派遣社員の方については、必ず派遣元（A社）に作成を依頼してください。

(2) 利用調整について

①保育所等の入所は、先着順や抽選で決定するのですか？

先着順や抽選ではありません。「保育の必要性の高い方」から順に入所決定となります。

60歳未満の祖父母と同居されている場合、「保育の必要性を証明する書類」の提出がないと利用調整の際の保育の優先度は低くなります。

②希望保育所等をたくさん書いたり、逆に第1希望しか書かなかった場合に、優先されたり不利になったりしますか？

石岡市では、希望保育所等の数によって優先されたり、不利になることは一切ありません。なお、定員に空きがあったとしても、希望保育所等として記入していない方については、その施設の利用調整の対象となりません。また、入所決定後に辞退すると、申請のやり直しとなります。認定、入所申込書の希望保育所等欄の記入に当たっては、必ず、通うことのできる保育所等を、通いたい順番に記入してください。

(3) 出産・育児休業等について

①出産要件での入所を希望しています。出産要件で入所し、その後、就労することを考えていますが、引き続き在籍することは可能ですか？

当初の保育期間終了後、継続して入所をする場合は、出産に代わる保育の必要性を証明する書類が必要です。P. 8をご確認ください。

②第二子を出産後、1年間育児休業を取得し第二子を自宅で保育する予定です。その場合に第一子（保育所へ通っていない）のみの入所申込みは可能ですか？

できません。ただし、幼稚園や認定こども園の1号認定児は申込み可能です。

③現在、2歳児クラスに在園児がいて、8月に下の子を出産予定です。その場合、上の子はすぐに退所しなければいけないのでしょうか？

お勤め先から給与が支給される産前産後休暇の期間については、退所不要です。また、産前産後休暇後、①育児休業法に基づく育児休業を取得し、②現施設に継続して在籍する場合に限り、下の子が満1歳に達して最初に迎える3月末日まで、上の子の在籍を認めています（詳しくはP. 5をご確認ください）。その場合、入所要件は『育児休業要件』となり短時間保育になりますので、支給認定変更届と育児休業時保育所入所継続申請書、就労証明書（備考欄に育児休業期間記載）をご提出ください。

パート就労等で、産前産後休暇や育児休業の制度がなく仕事を一旦辞める方の場合は、「母子手帳の写し」の提出により、保育要件を「出産」に変更していただくことで、出産月とその前後2ヶ月間については継続して在籍することが可能です。

出産後、就労先を探す場合は、保育要件は「求職」になります。

④現在、育児休業中で、平成29年8月15日復帰予定です。会社の規定上、育児休業の切り上げはできませんが、いつの入所分から申込みが可能ですか？

育児休業期間中の申請の場合、育児休業から復帰する14日前からの入所が可能です。ご質問の場合、平成29年8月1日入所分から申込み可能です。

3 利用調整結果等について

①保育所等の入所申込みをしましたが、利用調整結果はいつ頃、どのように連絡が来ますか？

利用調整結果は、4月入所の11月1日から12月2日までに申込を行った方は1月中の発送予定となっております。郵送にて入所が決定となった方のみ「承諾(決定)通知書」を送ります。育児休業中に申請した方が入所できなかった場合「入所保留通知書」をお送りします。育児休業延長のため「入所保留通知」が必要な方は、毎月入所申請が必要となりますので、詳しくは、こども福祉課へご連絡ください。

入所ができなかった方については、新年度途中に在籍児の退所等で定員に空きが生じた際は、提出されている申請書類を基に利用調整を行い、保育所等へ入所決定を行います。

②転所(転園)の申込みをして転所が決まったあと、キャンセルすることはできますか？

いかなる理由があっても在籍中の保育所等へ戻ることはできません。転所が決定した場合は、同時に、在籍していた保育所等に入所する児童の決定を行います。転所の必要がなくなった場合は、速やかに、こども福祉課へご連絡ください。

③入所後、家族構成、課税額が変わった場合、手続きが必要ですか？

こども福祉課または八郷総合支所市民窓口課へご連絡ください。

④仕事を辞めてしまった場合は、すぐに退所しなければならないのでしょうか？

仕事を辞めた場合は、速やかに「就労予定申立書」を提出し、保育の必要性の事由を就労から「求職」(保育期間90日)に切り替えてください。その90日間で仕事に就いていただくことが継続して在籍することの条件になります。

また、支給認定変更申請書で支給認定区分の変更をしてください。

⑤入所承諾通知が届きましたが、辞退しようと考えています。

入所承諾後に入所を辞退する場合は、速やかにこども福祉課へご連絡ください。

入所を辞退した後の取り消しはできません。また、もう一度保育所入所を希望の場合は、再度申込みが必要となります。

⑥求職要件で入所が決まりました。入所してから仕事が決まるまでに、何か提出しなければならない書類はありますか？

入所してから90日以内に、就労証明書をこども福祉課または八郷総合支所市民窓口課へ提出してください。90日を過ぎても就労ができない場合はこども福祉課へご連絡ください。

4 保育料について

①入所した場合、保育料の通知はいつ頃、どのように届くのですか？

4月入所の申込みを11月1日から12月2日までに行った方は、1月中にご自宅へ郵送にて保育料決定通知書を送付する予定となっています。5月以降の年度途中入所の方は、申請した月の下旬に、ご自宅へ郵送します。

また、毎年9月に最新の市区町村民税所得割課税額により、再度保育料を決定し、保育料決定通知書を郵送します。

また、保育料の納付については、認可保育所に通所する場合は、石岡市に納付していただきます。幼稚園、認定こども園及び地域型保育施設（家庭的保育事業所等）は直接在籍施設に納付してください。

②保育料はどのように決定するのですか？

保育料は、各世帯の平成28年度、平成29年度の市区町村民税所得割課税額と児童の年齢等により決定します。

保育料算定の基礎となる市区町村民税所得割課税額は、保護者の合算となります。参照する年度の収入が、保護者のいずれも103万円未満の場合には、同居する祖父母等も合算して算定します。

階層区分や料金の詳細は、「保育料徴収基準額表」（P.11～13）をご覧ください。

③下の子の出産で里帰りしていたため、ほとんど登所しなかったが、保育料の引き等がありますか？

保育料の引き等はありません。1日も登所しない場合や月の途中で退所する場合でも、1ヶ月分の保育料を納付していただきます。保育料は、月単位での支払いとなります。

④入所している子が年度途中で3歳に到達し、3号認定から2号認定になりました。保育料は3歳の基準額に変更となって安くなるのでしょうか？

保育料は4月1日時点での年齢と保護者の市区町村民税所得割課税額により決定します。そのため、年度途中で3歳に到達して2号認定になっても、保育料は2歳の基準額のまま変更はありませんので、保育料は安くなりません。